

## 【資料2】

### コロナ後遺症に係る研修会運営及び周知啓発業務委託仕様書

#### 1 業務の名称

コロナ後遺症に係る研修会運営及び周知啓発業務

#### 2 業務の目的

新型コロナウイルス罹患後症状（以下、「コロナ後遺症」という。）に係る診療のアプローチ・フォローアップ方法等について、専門家を講師とした医療機関向け研修会を実施し、県内医療機関の診療能力、対応力の向上を図る。併せて、一般県民向けに動画やポスター等を作成し、コロナ後遺症に悩む県民がスムーズに医療にアクセスできるよう周知啓発を行う。

#### 3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

#### 4 業務内容

##### （1）研修会運營業務

- ・コロナ後遺症に係る診療のアプローチ・フォローアップ方法等について、専門家を講師とした医療機関向けの研修会を開催する。
- ・研修会の概要及び業務内容は別紙のとおりとする。

##### （2）周知啓発業務

- ・（1）で撮影・録画した動画を編集し、必要に応じて追加で県内の医療従事者等へのインタビュー動画を撮影の上、一般県民向けの周知啓発用動画を作成し、ウェブ上にアップロードする。
- ・作成された動画は、県がSNS等を利用し、県民に対するコロナ後遺症の周知啓発に活用する。
- ・企画提案書に添付したポスターのデザイン案を基に、必要に応じて（1）の研修会で扱われた内容等を加えた周知啓発用ポスターを1,000部作成する。
- ・ポスターの仕様は、A3版縦・片面・マットコート110kg・フルカラーとする。
- ・作成されたポスターは、外来対応医療機関や公共施設等への掲示をお願いし、県民への周知啓発に活用するとともに、作成された電子データは、県がSNS等で情報発信を行う際に活用する。なお、発送に係る経費は委託料に計上する。
- ・ポスターの校正は、文字校正1回、色校正1回とし、令和7年2月28日までに校

了することとする。また、電子データを秋田県健康福祉部保健・疾病対策課へ納品することとする。

- ・動画及びポスターの作成以外の方法で、県民向け周知啓発のために効果的な手法があれば、契約上限額の範囲内でそれらも含めた企画提案及び積算を可とし、審査の対象とする。

## 5 その他

### (1) 再委託等について

- ・受託者は、本業務のすべてを第三者に再委託し、又は、請け負わせてはならない。
- ・受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、制作の体系図及び工程表を事前に書面にて提出して県の承認を得るものとする。
- ・受託者は、上記により再委託する場合には、秋田県内に主たる営業所を有する者の中から再委託先の相手方を選定するよう努めること。

### (2) 権利の帰属等

- ・本業務で生じる成果物の所有権及び著作権は県に帰属することとする。
- ・なお、県は、ウェブサイトでの配信や、内容に修正を加えた上での増刷など、データの二次使用ができるものとする。

### (3) 関係法令の遵守

- ・受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守するものとする。
- ・本仕様に定めのない事項や業務上疑義が生じた場合は、県と受託者で協議を行う。また、業務内容が当初の想定と著しく乖離した場合も同様に対応する。

## 秋田県新型コロナウイルス罹患後症状（後遺症）に係る医療機関向け研修会について

### 1. 研修会の概要

#### (1) 目的

県内医療機関を対象に、新型コロナウイルス罹患後症状（以下、「コロナ後遺症」という。）に係る職場における診療のアプローチやフォローアップ方法をテーマにした研修会を開催し、コロナ後遺症に対する県内医療機関対応能力の向上を図る。

#### (2) 対象者

県内医療機関（産業医等）

#### (3) 開催日時・回数

契約日から令和7年3月上旬までの間に、1日2時間程度の研修会を1回開催する。なお、詳細な日程等については、県が県医師会等及び講師と調整し決定するが、より多くの医療従事者の参加を促すため、平日の18時30分以降又は土曜日、日曜日若しくは祝日の日中における開催を予定している。

#### (4) 開催方法

対面方式と、ウェブ会議システム（原則 Microsoft Teams）を活用したオンライン方式のハイブリッド

#### (5) 参加人数

最大300名程度（現地100名、オンライン200名）に対応できることとする。

### 2. 研修会運営業務と役割分担

業務内容	県	受託者
①研修会の講師・内容・日時等の決定	○	
②医療機関等への開催案内	○	
③参加者及び事前質問等の取りまとめ		○
④講師との各種調整		○
⑤ウェブ会議システムの設定、参加者への送信		○
⑥研修会当日の会場設営、機器操作、司会進行		○
⑦研修会当日の動画撮影・録画		○
⑧アーカイブ動画の編集・アップロード		○
⑨講師への謝金等支払い		○
⑩研修会レポートの作成		○
⑪研修会レポートの配付	○	

### 3. 業務内容についての補足

#### ①研修会の講師・内容・日時等の決定

県が医師会等から意見を聴取した上で決定する。なお、現時点では、以下のよう  
なプログラム（案）を予定している。

産業保健分野（講師2名）、  
事例発表者（2名）

#### ②研修会当日の会場設営、機器操作、司会進行

会場使用料は、委託料に計上する。

#### ③講師への謝金等支払い

講師への謝金（1人10万円×2名）及び旅費（県の積算では、1人1泊2日  
75,145円×2名を想定）、並びに事例発表者等への謝金（1人1万5千円×2名）  
及び旅費（県の積算では、1人4,700円×2名を想定）は委託料に計上する。

#### ④研修会レポートの作成

研修会において講師から示された診療のアプローチやフォローアップ方法の要約  
と、受講者へのアンケート結果を取りまとめたレポートを作成する。完成したレポ  
ートは、県がポータルサイトへ掲載するとともに、後遺症診療医療機関へメール等  
で配付することを予定している。